

全国障害者スポーツ大会 (障害区分とクラス分け)

令和7年5月21日
沖縄県身体障害者スポーツ大会 事前説明会
運天 健

障害区分とクラス分け

- 各競技大会では、選手の残存機能や障がいの程度が異なるため、ほぼ同じ程度の選手をグループに分類する、「機能的クラス分け」が行われている。全国障害者スポーツ大会で行われているクラス分けを「障害区分」という。
- 障害区分の目的は、競技の公平さを保つことである。トレーニングによって機能障害が軽度化することはなく、重度の障がいのある選手は軽度の障がいがある選手と対戦した場合、その競技成績にはおよばない。
- クラスを統合しすぎると障がいの重い選手が勝利することが難しくなる。障害区分は、重度の障がい者スポーツ参加とすべての選手にとって競技の公平さを実現していく重要なシステムである。
- 全国障害者スポーツ大会の競技規則は、一般の競技規則や用具を一部変更または工夫をして行っている。障害の種類や程度に応じて競技を行うように規程されている。

スポーツ基本法の中で基本理念として定められている「障害者が自主的かつ積極的にスポーツが行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。」に通じるものである。

障害区分判定の手順

- ① 手帳の有無を確認する。
- ② 原因疾患と障がい名を確認する。
- ③ 希望している競技・種目を確認する。
- ④ 性別と年齢を確認する。
- ⑤ 実際の障がい程度と部位等を確認する。
- ⑥ 車いす常用(使用)の確認をする。
- ⑦ 競技中に使用する補装具を確認する。
- ⑧ 競技中の状態を確認する(車いす駆動方法、走可能・不能)
- ⑨ 競技ごとの障害区分(番号)に応じ種目を選択する。

障害者スポーツの特徴

脳原生麻痺以外で車いす常用、使用
車いす100m走(例)

脊髄損傷

両下肢マヒ
(脚だけ悪い)

区分番号 13, 14, 15

VS

頸椎損傷

四肢マヒ
(手も悪い)

区分番号 10, 11, 12

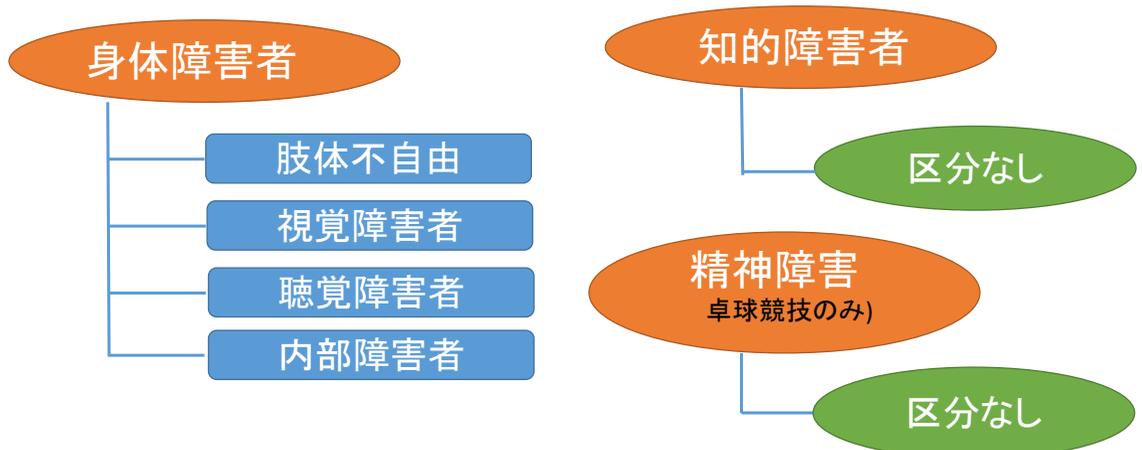


障害の程度や種類が競技に大きく影響
プレイヤーの努力の範囲を超えたハンディキャップ

障害区分/クラス分けが必要

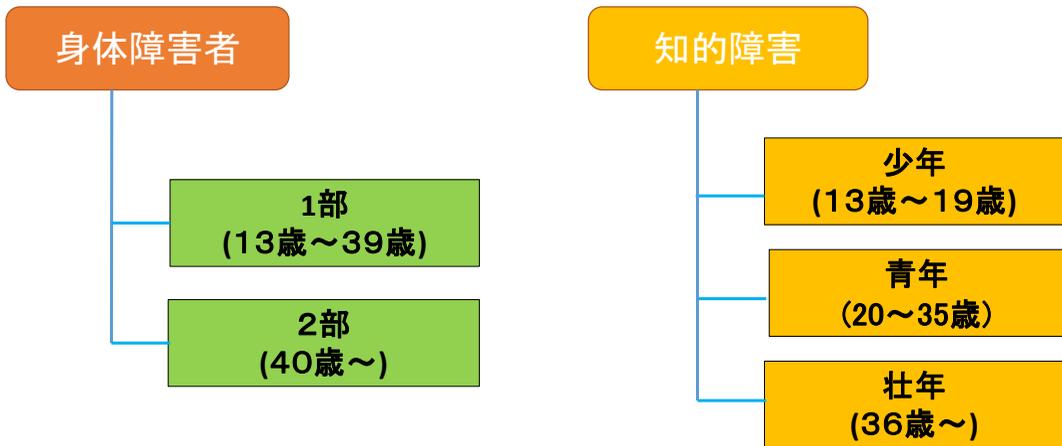
全国障害者スポーツ大会の障害区分

• 障害の種類による分類

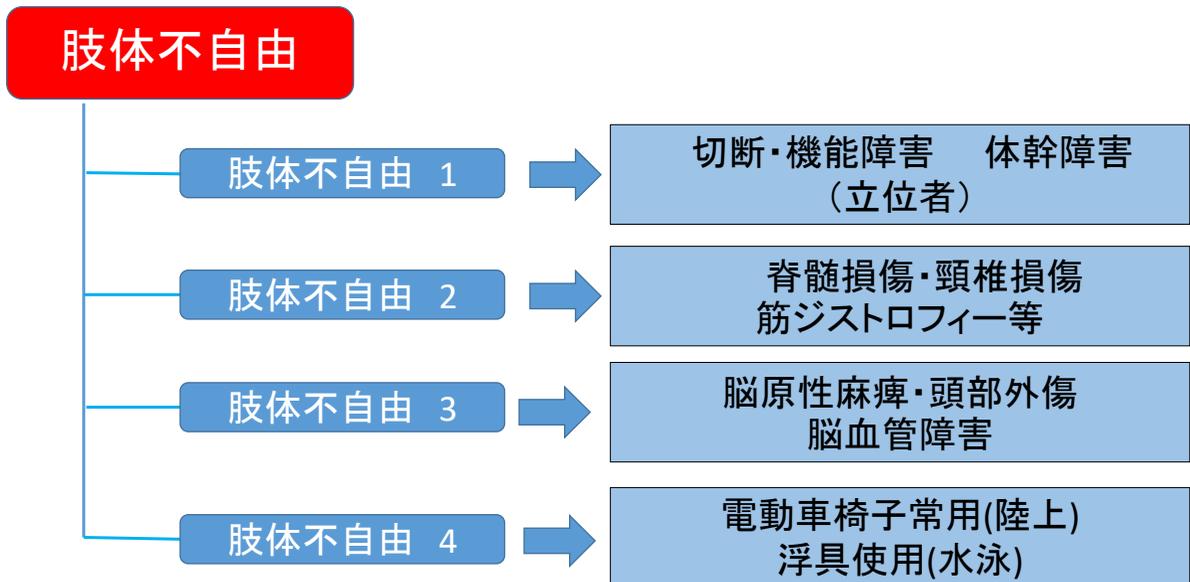


障害と年齢による区分

- 個人競技は年齢ごとに競技(開催年の4月1日現在)
 - ※アーチェリー(コンパウンド)とフライングディスクは年齢区分なし
 - ※精神障害は、年齢区分なし



『肢体不自由』の障害区分



肢体不自由1 切断(離断)

・何らかの原因によって四肢の一部を失った状態
(先天性の欠損も含む)

・原因

- ・事故や労働災害
- ・悪性腫瘍
- ・糖尿病、動脈硬化による血行障害

<肢体不自由1>切断(離断)

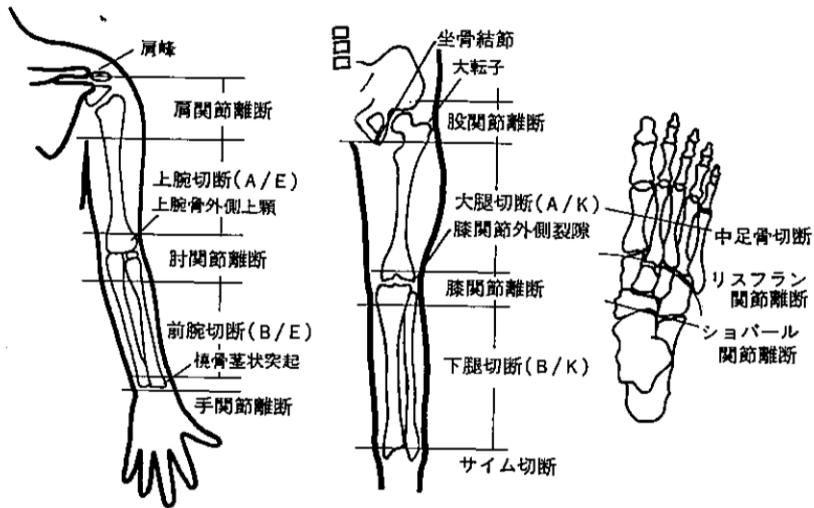
		障害区分名	解説
立位	上肢	手部	片側および両側の手部切断
		片前腕	手の関節離断を含む片側の前腕の切断者
		片上腕	肘関節の離断を含む片側の上腕の切断者
		両前腕	両側手関節離断を含む両側の前腕の切断者
		両上腕	両上腕の切断者
		片前腕および片上腕	片前腕の切断及び片上腕の切断者
	下肢	片下腿	片足部の切断を含む片下腿の切断者
		片大腿	膝関節の離断を含む片大腿の切断者
		両下腿	両側の下腿の切断者
		両大腿	両側の大腿の切断者
		片下腿および片大腿	片下腿の切断及び片大腿の切断者
上下肢	多肢切断	三肢以上の切断	

※指及び掌の切断は手部切断、足の切断は下腿切断として扱う。

<肢体不自由1>切断(離断)

第2編 障害者とスポーツ

図2-2-1 切断レベル



山本 篤選手(スズキ浜松AC)



肢体不自由1(機能障害)

- ・脳・脊髄とは別の病変によって筋が随意的に収縮できず、ついには委縮して能動的な運動が出来ない状態または、関節が固まり(拘縮・強直)能動的な運動が出来ない状態。

<肢体不自由1> 機能障害

上肢や下肢の大きな3つの関節の機能が損傷を受け、下肢の場合は補装具なしでは体重を支えきれないものをいう

➡ 「完全」

上記以外の軽度な場合

➡ 「不完全」

厚生労働省社会局更生課編集の身体障害認定基準によれば、身体障害者等等級に用いられている、「全廃」

・「著しい障害」・「軽度の障害」と分類してある。

全廃・・・passive ROM 10° 以内・筋力MMT2以下

著しい障害・・・ROMがADLに支障をきたすと見直される値(概90°)のほぼ30%、筋力MMT3以下

軽度の障害・・・ROMがADLに支障をきたすと見直される値、筋力MMT4以上

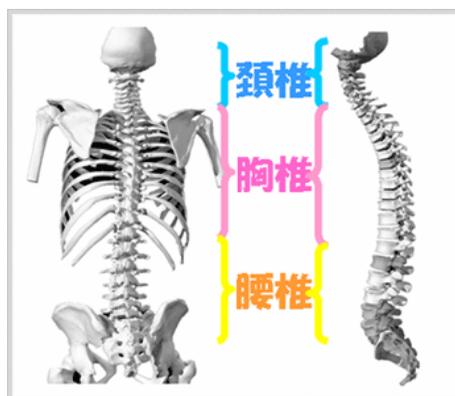
< 肢体不自由1 > 機能障害

		障害区分名	解説	
立位	上肢	機能障害	片上肢不完全	片側の肩・肘・手関節のうちまたは二関節に機能障害がある者
			片上肢完全	片側の肩・肘・手関節のすべてに機能障害がある者
			両上肢不完全	両側の肩・肘・手関節のうちまたは二関節に機能障害がある者
			両上肢完全	両側の肩・肘・手関節のすべてに機能障害がある者
	下肢	機能障害	片下肢不完全	片側の股・膝・足関節のうちまたは二関節に機能障害がある者
			片下肢完全	片側の股・膝・足関節のすべてに機能障害がある者
			両下肢不完全	両側の股・膝・足関節のうちまたは二関節に機能障害がある者
			両下肢完全	片側の股・膝・足関節のうちまたは二関節に機能障害があり、両側にそれぞれある者
	上下肢	機能障害	片上肢不完全および片下肢不完全	片上肢不完全及び片下肢不完全の者
			片上肢完全および片下肢完全	片上肢完全及び片下肢完全の者
	体幹		体幹	頸部・胸部・腹部及び腰部(脊柱)のみに変形がある者(脊椎カリエス等による体幹の障害が該当する。) 【注1】
	【注1】四肢の機能障害を伴う場合は体幹の機能障害があってもこの区分には該当しない			

< 肢体不自由1 > 機能障害

- ・頸部、胸部、腹部及び腰部に(脊柱)のみに変形がある者

例) 側彎症
脊椎カリエスなど



※四肢の機能障害を伴う場合は、体幹機能障害があってもこの区分には該当しない。

肢体不自由 2

- 脊髄損傷等
- ＜陸上競技＞ 脳性麻痺以外で車椅子使用
- ＜水泳＞ 脊髄損傷等

例) 脊髄損傷・頸椎損傷・ポリオ・切断
末梢神経マヒ・筋ジストロフィー症 など



・残存機能座位バランスに留意しながら、脊髄損傷者の機能レベルの区分で分類

肢体不自由2

- 「座位バランス」の判定は「へそ」の位置の知覚有無が一つの目安となる。
- 背もたれのない座位での状態で、両手の支えなく座っていることが可能な場合は「座位バランスあり」と判断する。
- (水泳) 下肢切断や欠損などによる車いす使用者は、「座位バランスあり」に区分せず切断の区分を適用すること。

肢体不自由 2

脊髄損傷等	陸上競技	脳原性麻痺以外で車いす常用または使用	第6頸髄まで残存	肩関節周囲の筋力はほぼ正常な四肢麻痺者(肘関節の屈曲と手関節の背屈は正常)
			第7頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者(肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない)
			第8頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者(握持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない)
			下肢麻痺で座位バランスなし	【注2】
			下肢麻痺で座位バランスあり	
	その他の車いす	脳原性麻痺や脊髄麻痺以外の車いす使用者(例:両下肢切断のため車いすを使用し競技する者)		
	水泳	脊髄損傷等(脊髄損傷や脊髄腫瘍等脊髄疾患、ポリオ、ギランバレーなどの疾患により対麻痺や四肢麻痺相当である場合はこの区分になる。切断や奇形、脳性麻痺による場合はそれぞれの該当区分の適応になる)	第7頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者(肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない)
			第8頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者(握持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない)
			座位バランスなし	【注2】
			座位バランスあり	座位バランスのある脊髄損傷者等【注3】
【注2】「座位バランス」の判定は、「へそ」の位置の知覚レベルの有無が1つの判断基準となり、背もたれのない座位の状態でも両手の支えなく座ることができる場合は「座位バランスあり」と判断する				
【注3】(水泳)下肢の切断や欠損等による車いす使用者は、「座位バランスあり」に区分せず切断の区分を適用すること				

肢体不自由 2

	上腕二頭筋	手関節背屈筋群	上腕三頭筋	手指屈筋群	手内筋群	腹筋群
第6頸髄まで残存	○	○	×	×	×	×
第7頸髄まで残存	○	○	○	×	×	×
第8頸髄まで残存	○	○	○	○	×	×
下肢麻痺で座位バランスなし	上肢機能障害正常				○	×
下肢麻痺で座位バランスあり	上肢機能障害正常				○	○
その他の車いす	上記以外 例)両下肢切断・両下肢奇形					

(障害名) 第2腰椎圧迫骨折による両下肢機能障害	
身体障害者 等級表に よる級別	下2級
旅客鉄道 株式会社 旅客運賃減額	第1種

(障害名) 交通事故による両下肢機能全廃	
身体障害者 等級表に よる級別	下1級
旅客鉄道 株式会社 旅客運賃減額	第1種

肢体不自由 3

・脳原生麻痺

脳に何らかの障害原因があることにより麻痺が生じたもの

例) 脳性麻痺 ・ 脳血管障害 ・ 頭部外傷
脊髄小脳変形症など



麻痺の種類・程度や使用補装具にて区分

※脊髄小脳変形症の場合は、実際の障害状況に応じて他の区分となることもある。

脳原生麻痺

(医学的には脳性麻痺と脳血管障害は大別する。)

○脳性麻痺とは

出生前から新生児期(生後28日)までの間に生じた脳障害に基づく非進行性の運動障害をいう。

○脳血管疾患

脳血管そのものに病的な過程が起こるすべての病態を指す。
(脳梗塞、脳出血、一過性脳虚血など)

肢体不自由 3

<車椅子>

四肢麻痺で車椅子使用

四肢に著しい可動制限や協調運動障害があるもので両上肢駆動による車椅子使用者。

※手帳上四肢麻痺との記載があっても、実際の障害程度の確認が必要。

けって移動

両上肢の障害が重度のため両下肢または片下肢で車椅子を駆動させる者。

※競技中や競技外の車椅子駆動方法の確認が必要

片上下肢または片上肢で車いす使用

脳卒中等により片麻痺のため車いす使用者で片上肢で駆動させる者。

※片上下肢に麻痺があっても片上肢で車椅子駆動が可能

上肢で車椅子使用

上肢による車椅子使用

※上肢に軽度な麻痺があっても車椅子駆動が可能な者も含む

肢体不自由 3

<立位>

その他走不能

杖や下肢装具の使用有無に関わらず走ることができない者。
装具や杖などの使用を問わず走不能なも者。走ることは両下肢が
地面についていない時期がある。

上肢に不随意運動を伴う走可能

目的動作に障害のせる上肢協調運動障害があるが、走ることが可能な者。
例)脳性麻痺アセトーゼ型、小脳性疾患 など

その他走可能

「上肢に不随意運動を伴う走可能」に該当しない走可能な者すべてがこの区分に該当する。

肢体不自由4

- ・ 電動車椅子常用使用(陸上)
 - ・ 原則的に四肢体幹機能障害により日常的に電動車椅子を使用している者
電動車椅子はJIS T9203(電動車椅子の日本工業規格)に定めたものとする。
 - ・ 浮き具使用(水泳)
 - ・ 重度の四肢体幹機能障害をもつもの(筋ジストロフィーなど)で、浮き具を使用する者

視覚障害

- ・視力は、「矯正後の両眼視力」の和で判定する。視力の和を算出づる際、光覚弁、手動弁は視力0、指数弁は視力0.01とする。

視力 0から0.01まで	→	24
その他の視覚障害者	→	25

※陸上競技で視覚障害者部門の視力0から0.01までの障害区分に属する者は、競技エリアで光を通さないアイマスクを装着しなければならない。

※身障手帳の等級基準値とは異なるため、手帳に記載されている視力や視野ではなく現在の状態の確認が必要。

聴覚障害

- ・聴覚・平衡機能
聴力(難聴・全聴) 平衡機能＝バランス能力
- ・音声・言語機能
- ・そしゃく機能
咀嚼: 物をかむ 嚥下: 飲みこみ



区分なし

内部障害について

- ・心臓機能障害
- ・腎臓機能障害
- ・小腸機能障害
- ・呼吸機能障害
- ・膀胱又は直腸機能障害
- ひと免疫不全ウイルスによる免疫機能障害

※脊髄損傷等で合併した直腸・膀胱機能障害は含まない
※腸管または尿路変更のストマをもつもの

膀胱又は直腸機能障害	
1級	・膀胱又は直腸の機能障害により、自己の心身の日常生活活動が極度に制限されているもの
2級	・膀胱又は直腸の機能障害により、家庭内での日常生活活動が著しく制限されているもの
3級	・膀胱又は直腸の機能障害により、社会での日常生活が著しく制限されているもの

知的障害

- ・障害程度に区分なし
- ・競技は男女、年齢区分別に行われる
- ・参加資格
療育手帳の交付を受けた者
その取得の対象に準ずる障害のある者

精神障障害

- ・障害程度に区分なし
- ・競技は男女別に行われる
- ・参加資格
精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
その取得の対象に準ずる障害のある者

九州ブロック指導者協議会で作成した簡易式障害区分表

